

三郷市自治基本条例 (第2期) 運用の考え方

< 条例に基づく具体策についての考え方 >

平成28年度～平成32年度
三郷市

はじめに

三郷市自治基本条例は、平成21年6月に三郷市議会において議決され、平成21年10月1日から施行されています。

これまで、三郷市においては、「私たちには夢があります。」の文言ではじまる前文に込めた自治基本条例制定の願いを具現化するため、平成22年5月に[三郷市自治基本条例運用の考え方]を策定し、自治基本条例の制定趣旨に沿った市政運営を進めてきました。

これまでの成果を踏まえ、今後も継続的に自治基本条例を運用していくため、このたび2期目の「運用の考え方」となる「第2期三郷市自治基本条例運用の考え方」を策定するものです。

この運用の考え方に基づき自治基本条例を適切に運用してまいります。

もくじ

頁

1. 自治基本条例の前文	1
2. 自治基本条例構成図(体系)	2
3. 自治基本条例運用のための制度等	3
(1) 自治基本条例に関する職員等研修の実施	4
(2) 自治基本条例の普及	5
(3) 職員提案制度の活用	6
(4) 参加手続の一覧情報の提供.....	7
(5) 参加手法の考え方の提供.....	8
(6) 「三郷学講座」の開講.....	10
(7) 「三郷学検定」の実施.....	11
(8) 「協働推進指針」の整備.....	12
(9) 協働事業提案制度に基づく事業の推進.....	13
(10) 学生や市民による政策提言制度の整備	14
(11) コミュニティ活動拠点の整備	15
(12) コミュニティ活動への支援	17
(13) インターンシップ制度の運用	18
(14) 政策会議発議資料の充実	19
(15) 第4次三郷市総合計画への位置付け	21
(16) 政策サイクルの形成	23

(参考)三郷市自治基本条例運用の考え方 (第1期と第2期の比較)

第2期の運用の考え方の実施項目		第1期の運用の考え方の実施項目
(1)自治基本条例に関する職員等研修の実施	↙	職員提案制度の再整備
(2)自治基本条例の普及	↘	自治基本条例に関する職員等研修の実施
(3)職員提案制度の活用	↘	参加手続の一覧情報の提供
(4)参加手続の一覧情報の提供	↙	参加手法の考え方の提供
(5)参加手法の考え方の提供	↙	「三郷学講座」の開講
(6)「三郷学講座」の開講	↙	「協働推進指針」の整備
(7)「三郷学検定」の実施	↙	協働事業提案制度の整備
(8)「協働推進指針」の策定	↙	学生や市民による政策提言制度の整備
(9)協働事業提案制度に基づく事業の推進	↙	コミュニティ活動拠点の整備
(10)学生や市民による政策提言制度の整備	↙	自治基本条例の普及
(11)コミュニティ活動拠点の整備	↙	インターンシップ制度の調査・検討
(12)コミュニティ活動への支援	↙	政策会議発議資料の見直し
(13)インターンシップ制度の運用	↙	第4次総合計画への位置付け
(14)政策会議発議資料の充実	↙	政策サイクルの形成
(15)第4次三郷市総合計画への位置付け	↙	
(16)政策サイクルの形成	↙	

1 . 三郷市自治基本条例前文

私たちには夢があります。
市民一人ひとりの知恵をいかして、
すべての人が幸せにいきいきと暮らせるまち、
愛着と誇りと希望の持てるまちを実現することです。
そのためには、市民の信託と参加に基づく市政、
市民をはじめ、多様なまちづくりの主体による協働が必要です。
私たちは、ここに三郷市の自治のあり方を明らかにする
市民共有の最高規範として、
この条例を定めます。
(三郷市自治基本条例 前文)



2 . 自治基本条例構成図 (体系)



3 . 自治基本条例運用のための制度等

第2期の運用の考え方の実施項目
(1) 自治基本条例に関する職員等研修の実施
(2) 自治基本条例の普及
(3) 職員提案制度の活用
(4) 参加手続の一覧情報の提供
(5) 参加手法の考え方の提供
(6) 「三郷学講座」の開講.
(7) 「三郷学検定」の実施
(8) 「協働推進指針」の整備
(9) 協働事業提案制度に基づく事業の推進
(10) 学生や市民による政策提言制度の整備
(11) コミュニティ活動拠点の整備
(12) コミュニティ活動への支援
(13) インターンシップ制度の運用
(14) 政策会議発議資料の充実
(15) 第4次三郷市総合計画への位置付け
(16) 政策サイクルの形成

取組の内容は、次頁以降のとおり。

(1) 自治基本条例に関する職員等研修の実施

【制度のねらい】

- ・ 三郷市自治基本条例の内容を、一人ひとりの職員が理解、適正に運用するよう、職員研修を実施する。

【制度の内容】

研修内容

- ・ 自治基本条例を運用して、どのように仕事を進めていくかに重点を置いた具体的な研修とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 自治基本条例制定の背景と必要性・ 三郷市自治基本条例の内容(前文の内容も丁寧に)・ 「仕事を進める際の視点」「その場合に注意すべき点とは」 |
|---|

研修方法

- ・ 講師による講演(学識経験者、市民、職員など)
- ・ 市民及び職員及び学生等によるワークショップなど

主な対象者:管理職、係長級、一般職その他全ての職員が対象

【階層研修、課題研修、三郷学講座、政策研究講座】

管 理 職:自治基本条例運用の推進役として

係 長 職:自治基本条例運用の実務における課題設定・課題対応役として

一 般 職:条例制定の背景と内容・自治基本条例の運用状況

新人職員:条例の概要

主な担当課:企画調整課、人事課

スケジュール等:改善のうえ継続実施(平成21年度から実施中)

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(市長の責務)

第12条 3 市長は、市職員に対して、この条例の遵守を求めるとともに、市職員が自治の実現のために必要な能力を向上させ、政策形成を行えるよう、適切に環境を整備するものとする。

(市職員の責務)

第14条 市職員は、市民等の視点に立って、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、まちづくりにおいて市民等が連携を図れるよう努めるものとする。

2 市職員は、常に、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組むものとする。

【関連事業】

- 1 資格取得支援
- 2 放送大学学習支援

(2) 自治基本条例の普及

【制度のねらい】

- ・ 条例の理念、内容等を市民等に広く知ってもらい、主体的にまちづくりに参加してもらうよう自治基本条例の普及を図る。

【制度の内容】

「自治基本条例制定記念講演会(フォーラム)」の開催

- ・ 自治基本条例の意義や運用をテーマにした講演会やフォーラムを定期的を開催する。

行事・イベント等での普及啓発

- ・ 市内で実施する行事、イベント等において条例の内容をPRする。

「市民サポーター」の募集

- ・ 自治基本条例に関心のある市民を「普及のための市民サポーター(仮称)」として募集し、効果的な普及方法について共に検討し実施する。

市政への参加の会議等における普及啓発

- ・ 市が実施する審議会、ワークショップなどの会議の場において条例の内容を説明する。

普及啓発ツール

- ・ 三郷市自治基本条例ハンドブック
- ・ みさと自治基本条例だより(年第4回程度)
市のホームページ、ツイッター、フェイスブック、市内3駅の街頭など
- ・ のぼり旗(隊の編成)によるPR

主な対象者:市民等

主な担当課:企画調整課

スケジュール等:改善のうえ継続実施(平成21年度から実施)

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(条例の基本理念の普及)

第56条 市長は、市民等がこの条例の内容を深く理解し、積極的に市民等の権利を行使できるよう、普及及び啓発を継続して行うものとする。

(3) 職員提案制度の活用

【制度のねらい】

- ・ 広く職員から政策提言や事務改善についての提案を奨励することにより、職員の市政運営への参加意識の醸成と行政の質の向上を図り、もって市民サービスの一層の向上に資する。
- ・ 自治基本条例の制定趣旨を踏まえ、一人ひとりの職員がこれまで以上に三郷市の自立のまちづくりを担うという意識を持って職務に当たるため、従来の制度を改善して再整備する。

【制度の内容】

概要

- ・ 「三郷市職員提案制度実施規程」に基づきながら、以前の制度を以下の観点から改善して運用する。
 - 活用の周知を行う。
 - 表彰プレゼン大会を開催する。
 - 表彰プレゼン大会において、職員提案制度の意義や活用方策を周知する。
 - 期日を定めずに、随時、自由提案を募集する。
 - 年に1度、政策サイクルに合わせて自由提案を募集する。
 - 課題提案は、提案制度所管課が、必要の都度、期日を定めて募集する。

提案の種類

1. 政策提案
2. 事務改善提案

提案フォーマット

提案にあたっては、「運用の考え方」3の((14)政策会議発議資料の見直し)に記載されている19項目について検討しその結果を示すものとする。

支援体制

プレゼン大会の開催
庁内LANによる情報提供
研修テーマとしての活用

提案内容の事業化

1. 可能なものは速やかに実施する
2. 組織体制・人員・予算などが必要な場合には、3ヵ年実施計画や予算に反映する。

主な対象者:全ての市職員(個人、職員グループ、職場)

主な担当課:企画調整課

スケジュール等:改善のうえ継続実施(平成21年度から実施中、平成28年度から改善実施)

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(市長の責務)

第12条 3 市長は、市職員に対して、この条例の遵守を求めるとともに、市職員が自治の実現のために必要な能力を向上させ、政策形成を行えるよう、適切に環境を整備するものとする。

(市職員の責務)

第14条 市職員は、市民等の視点に立って、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、まちづくりにおいて市民等が連携を図れるよう努めるものとする。

2 市職員は、常に、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組むものとする。

(4) 参加手続の一覧情報の提供

【制度のねらい】

- ・各課の行う参加手続に関する情報を一元化して提供し、参加手続の情報の一覧性を高めることで幅広い市民等の参加を促進する。
- ・第1期の期間（平成22年度から平成27年度）において運用を開始した一覧情報の提供を怠りなく運用する。
- ・なるべく多くの（多様な）参加の機会、手法を用いる。

【制度の内容】

年度ごとに、参加手続の実施予定や、結果の概要を市のホームページに掲載する。
それぞれの手続の詳細は、各担当課のページにリンクする。

情報提供の内容

- ・実施中、実施予定、終了したものの順に、対象や方法、実施時期、担当課等を掲載する。

1. 実施中の参加手続					
No.	対象	方法	実施日	担当課	
1	計画の策定	アンケート	月 日 ~ 日		
2	施設の基本構想策定	審議会	月 日		

2. 実施予定の参加手続					
No.	対象	方法	実施時期	広報・募集開始時期	担当課
1	計画の策定	アンケート	月 日 ~ 日	月市報掲載	
2	基本構想策定	審議会	月 日	月市報掲載	

3. 終了した参加手続					
No.	対象	方法	実施日	実施結果の概要	担当課
1	計画の策定	アンケート	月 日 ~ 日	回答数 回答率	
2	基本構想策定	審議会	月 日	参加者数 傍聴者数	

主な対象者：市民等

主な担当課：企画調整課、広報室

スケジュール等：継続実施（平成22年度から）

【三郷市自治基本条例の関連事項】

（情報の共有）

第29条 議会及び執行機関は、参加と協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報が市民等との共有財産であることを認識し、適切な情報提供及び情報公開を推進するものとする。

2 市民等、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めるものとする。

（情報の提供）

第30条 議会及び執行機関は、広聴及び広報の充実を図ることにより、市民等が必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するよう努めるものとする。

2 議会及び執行機関は、情報の提供にあたっては、広報、ホームページ等を積極的に活用し、市政情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい複数の方法で市民等に提供するものとする。

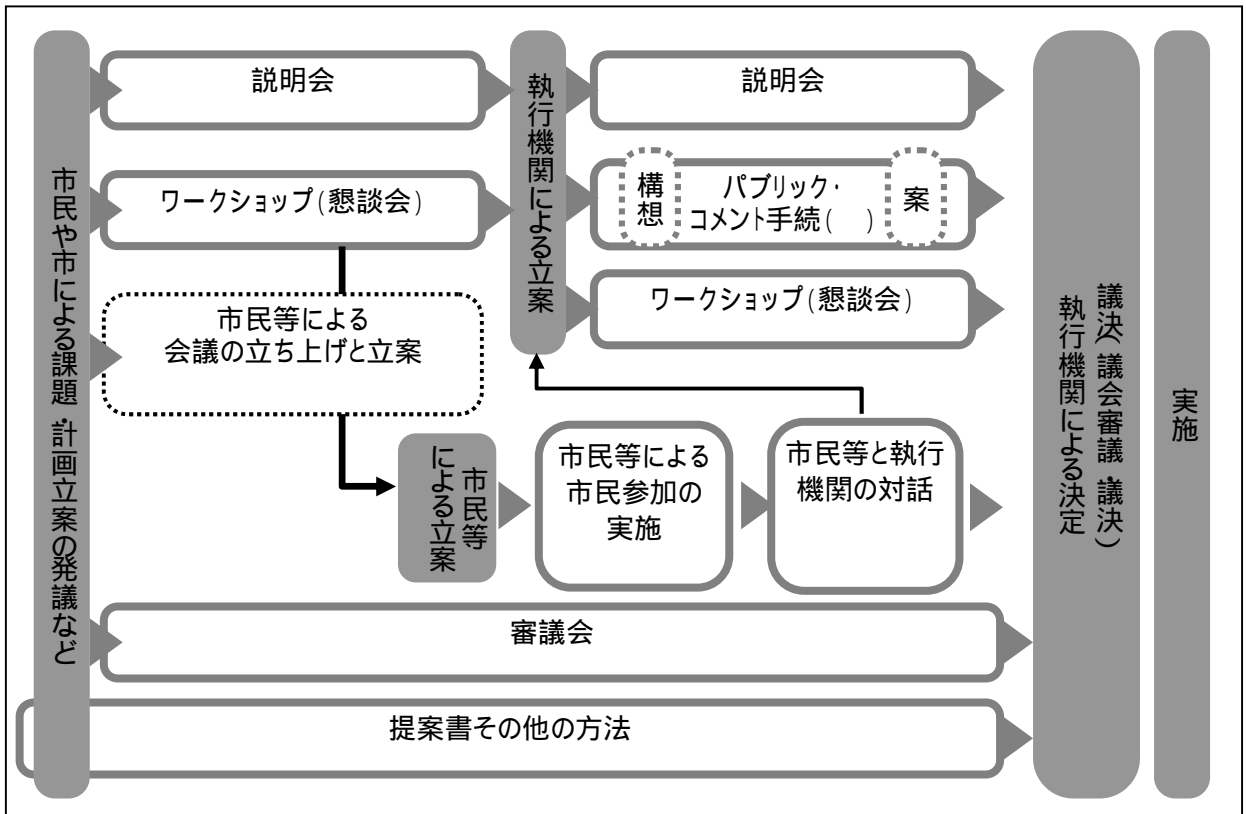
(5) 参加手法の考え方の提供

【制度のねらい】

- 各課が三郷市自治基本条例に基づいて、一定の考え方やルールにそって参加手続を行うための指針を整備し、市民の参加を保障する。
- 特に、参加の方法と時期、市民等との合意形成方法について考え方を整理する。

【制度の内容】

計画等の形成過程への多様な参加の流れをイメージとして示す。(下図)。



- 参加の手法は、多様な主体による多様な手法を、参加の時期にふさわしい手法を組み合わせる実施します。

パブリック・コメント手続

- 三郷市では、自治基本条例に先立って、「三郷市市民パブリック・コメント手続条例」を平成19年12月に制定している。この条例によって、市の重要な計画、条例等を定める際には、広く市民の皆さんをはじめ、多くの方がたの意見を聴くための「パブリック・コメント手続」を行う。とくに重要な計画、条例等については、その案の構想段階と案段階の2回パブリック・コメント手続を実施する。【「三郷市市民パブリック・コメント手続条例」第40条】
- 三郷市のホームページでは、パブリック・コメント手続の実施予定と結果（提言された意見の内容とその意見に対する市の考え方）を公表する。また、パブリック・コメント手続を実施しなかった案件についても「なぜ実施しなかったか」の理由を沿えて公表する。

主な対象者:市民等、各課

主な担当課:企画調整課、広聴室

スケジュール等:継続実施(平成19年度から)

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(参加する権利の保障)

第33条 執行機関は、政策過程において、市政運営の効率性の確保に配慮しつつ、市民等の参加する権利を保障するとともに、そのための制度の充実に努めるものとする。

2 市民等の市政への参加は、政策過程の質の向上を目的とするものであり、市政を運営するにあたり、執行機関が負うべき責任及び義務を軽減するものと解してはならない。

(参加の対象)

第34条 執行機関は、次に掲げる政策を定める場合は、参加の機会を保障するものとする。

(1) 基本構想、基本計画又は個別分野における政策の基本的事項を定める計画

(2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例

(3) 市民生活に大きな影響を及ぼす政策又は制度

2 前項各号に掲げるもののうち、次に掲げるものは、参加の対象外とすることができる。

(1) 内容の軽微なもの

(2) 緊急を要するもの

(3) 法令によって定められるもの

(4) 税及び納付すべき金銭に関するもの

(参加の方法)

第35条 執行機関は、市民等の参加の機会を保障するため、公聴会、説明会、懇話会等の開催、審議会等の公募委員募集、提案書の提出等目的に応じた適切な方法を用いるものとする。

2 執行機関は、前項に規定するほか、多様な市民等の参加の方法を積極的に検討し、継続して改善に努めるものとする。

3 市民等及び執行機関は、市民等の参加にあたり、互いの意見を十分に尊重しながら、合意形成に努めるものとする。

(会議の公開)

第36条 執行機関は、法令等で定めのあるものを除き、会議及びその会議録を公開しなければならない。ただし、当該会議に諮り、全部又は一部を非公開とすることができる。この場合において、執行機関は、非公開とする理由を公表するものとする。

(参加における配慮)

第37条 執行機関は、市民等が参加できるよう、会議の時間、場所その他開催方法等に配慮するものとする。

(政策過程の透明化)

第38条 執行機関は、市民等の参加を促進するため、参加の場において、政策の内容、効果、必要性、妥当性等について、積極的かつ効果的な情報提供を行い、政策過程の透明化を図るものとする。

(意見の取扱)

第39条 執行機関は、市民等から示された意見及び意見に対する考え方を適切な時期及び方法で公表するものとする。

2 執行機関は、市民等から示された意見を踏まえ、合意点を見極め、市政へ適切に反映させるよう努めるものとする。

(パブリック・コメント手続)

第40条 執行機関は、市政の重要な政策の決定にあたり、事前にその案を公表し、市民等が意見を述べる機会を設け、当該意見に対する考え方を公表するものとする。

(6) 「三郷学講座」の開講

【制度のねらい】

- ・ 「三郷学」とは、「三郷にある資源を学ぶとともに三郷を取り巻く社会環境の変化を見据えながら三郷の歩むべき方向性を常に考えた上で、実際に行動に移すための学」をいう。
- ・ 「三郷学」とおして、市民による市政への参加や対等な関係での協働を推進するために、市政や三郷市の資源に対して理解を深め、参加と協働のまちづくりを主体的に行う人材育成を図る。
- ・ 「三郷学講座」により習得した知識や経験を活かした政策形成（P D C A）を進める。

【制度の内容】

講座内容（例）

- ・ 三郷学とは

- ・ 三郷市の自然、人、歴史
- ・ 三郷市の交通、産業
- ・ 三郷市の教育、文化
- ・ 三郷市のコミュニティ、地域活動
- ・ 三郷市の市政運営（主な計画、条例など）
- ・ まとめ（参加と協働）

講座の実施方法

- ・ 講師による講義（講師は、市内の活動団体、市職員、学識経験者、専門家など）
- ・ 受講者による講座についての企画提案
- ・ 講座修了生等による講座の実施
- ・ 学生や市民による政策提言制度等との連携
- ・ 小学校副読本「ふるさと三郷 三郷学」を活用した授業の実施

主な対象者：三郷市に興味関心を持つ市民等

主な担当課：企画調整課、生涯学習課、指導課

スケジュール等：継続実施（平成22年7月から実施中）

【三郷市自治基本条例の関連事項】

（学習・調査研究の支援）

第41条 執行機関は、市民等が参加し、十分な効果をあげられるよう、市民等が市政や地域社会の課題について学習し、及び調査研究するための支援に努めるものとする。

(7)「三郷学検定」の実施

【制度のねらい】

- ・ 三郷学のことを誰もが理解できるよう、また三郷に関心を持ってもらえるよう「三郷学検定」を実施する。

【制度の内容】

小学生向け三郷学検定の実施(平成27年度試行済み)

- ・ 小学4年生を対象とした三郷学検定を3学期末に行う。

中学生～大人向け三郷学検定の検討・実施

- ・ 中学生～大人までを対象とした三郷学検定を検討し実施する。

行事・イベント等での三郷学検定の実施

- ・ 市内で実施する行事、イベント等において行事・イベント型の三郷学検定を実施する。

主な対象者:市民等

主な担当課:企画調整課

スケジュール等:改善のうえ継続実施(平成21年度から実施)

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(条例の基本理念の普及)

第56条 市長は、市民等がこの条例の内容を深く理解し、積極的に市民等の権利を行使できるよう、普及及び啓発を継続して行うものとする。

【関連事業】

- 1 三郷学BOT(平成27年度運用開始)
- 2 シリーズ三郷学(平成23年度から掲載)
- 3 三郷学講座(平成23年度から実施)

(8) 「協働推進指針」の策定

【制度のねらい】

- ・ 協働によるまちづくりを総合的に推進するため、協働の理念を市民と共有し、協働の進め方について方向性を示した「協働推進指針」を平成29年度末を目標に策定する。(すでに策定している「三郷市参加と協働のまちづくり推進指針」(平成20年1月28日市長決裁)について、特に協働についての内容を中心に具体化して策定する。)

【制度の内容】

指針の内容例

- ・ 三郷市における協働の理念、めざすべき方向
- ・ 市民と市との協働の領域
- ・ 協働を担う主体
- ・ 協働に適する分野
- ・ 協働を推進するための基盤整備(庁内体制、職員の意識改革、制度等)
- ・ 市民等と市との協働事業の進め方(委託、助成などの考え方)
- ・ 協働事業提案制度
- ・ 市民同士の協働を支援する仕組み
- ・ 三郷市における協働事業の事例 など

主な対象者:市民等、三郷市

主な担当課:市民活動支援課、企画調整課

スケジュール等:平成29年度策定

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(協働の基本原則)

第42条 市民等及び執行機関は、地域課題の解決に向けて協働することができる。

2 協働にあたっては、互いに十分な協議を行い、協働の意義、目的及び役割分担について合意を図るものとする。

(協働推進の基盤整備)

第43条 執行機関は、市民等が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するため、協働を推進する総合的な政策を行うものとする。

2 執行機関は、市民等による協働及びまちづくりを支援するため、活動の機会、場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供等を行うものとする。

3 執行機関は、市民等からの協働についての提案等、多様な協働の試みが展開されるよう、相談体制の充実等に努めるものとする。

(9) 協働事業提案制度に基づく事業の推進

【制度のねらい】

- ・ 市民等による地域の課題発見とその解決に向けた主体的な行動を支援し、市民等と市による協働を推進するための制度として制定された、「三郷市協働による魅力アップ事業実施要綱」に基づき、市民等からの提案を募集し、市民等と市による協働事業を実施する。

【制度の内容】

市民等からの提案内容を審査しながら、よりよい事業を共に築き上げていくことに主眼を置き、公募・選定段階を重視する制度とする。

制度の導入にあたっては、モデル的に実施する期間などを設け、制度検証を行いながら進める。

主な対象者：市民等

主な担当課：市民活動支援課、企画調整課

スケジュール等：継続実施（平成23年度からモデル事業実施中）

【三郷市自治基本条例の関連事項】

（協働の基本原則）

第42条 市民等及び執行機関は、地域課題の解決に向けて協働することができる。

2 協働にあたっては、互いに十分な協議を行い、協働の意義、目的及び役割分担について合意を図るものとする。

（協働推進の基盤整備）

第43条 執行機関は、市民等が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するため、協働を推進する総合的な政策を行うものとする。

2 執行機関は、市民等による協働及びまちづくりを支援するため、活動の機会、場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供等を行うものとする。

3 執行機関は、市民等からの協働についての提案等、多様な協働の試みが展開されるよう、相談体制の充実等に努めるものとする。

(10) 学生や市民による政策提言制度の整備

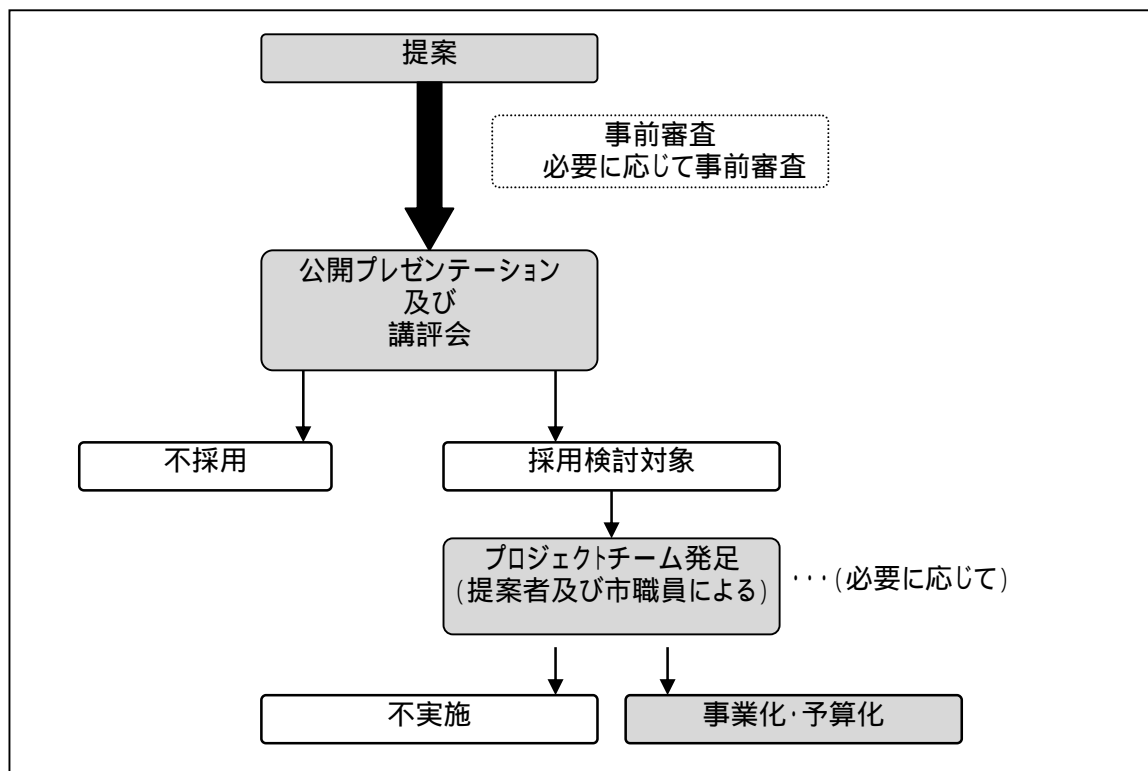
【制度のねらい】

- ・ 市民の知恵と工夫を市政運営に活かすとともに、市政への関心、参加意識の醸成を行う。特に、20～30歳代の世代の関心と参加を引き出す。

【制度の内容】

概要

- ・ 市民等及び学生（中学生、高校生、大学 院 生など）を対象に、市政運営やまちづくりの活動に関する政策提言を募集し、公開によるプレゼンテーションの場を設け、市との意見交換を行う。
- ・ 優秀な提言については、提案者と市の協議を行いながら実現をめざす。



公開プレゼンテーションなどの運営

- ・ プレゼンテーションの運営にあたっては市民等に広く呼びかけ、市民等と市との協働により行う。「三郷学講座」及び「協働事業提案制度」との連携
- ・ 「三郷学講座」の受講者に積極的な参加を呼びかける。
- ・ 市民等と市との協働事業に関する提言や提案については、「協働事業提案制度」への応募を促す。

主な対象者:市民等、中学生、高校生、大学(院)生及びそのグループ

主な担当課:企画調整課

スケジュール等:平成22年度から実施

【三郷市自治基本条例の関連事項】

(協働推進の基盤整備)

第43条 3 執行機関は、市民等からの協働についての提案等、多様な協働の試みが展開されるよう、相談体制の充実等に努めるものとする。

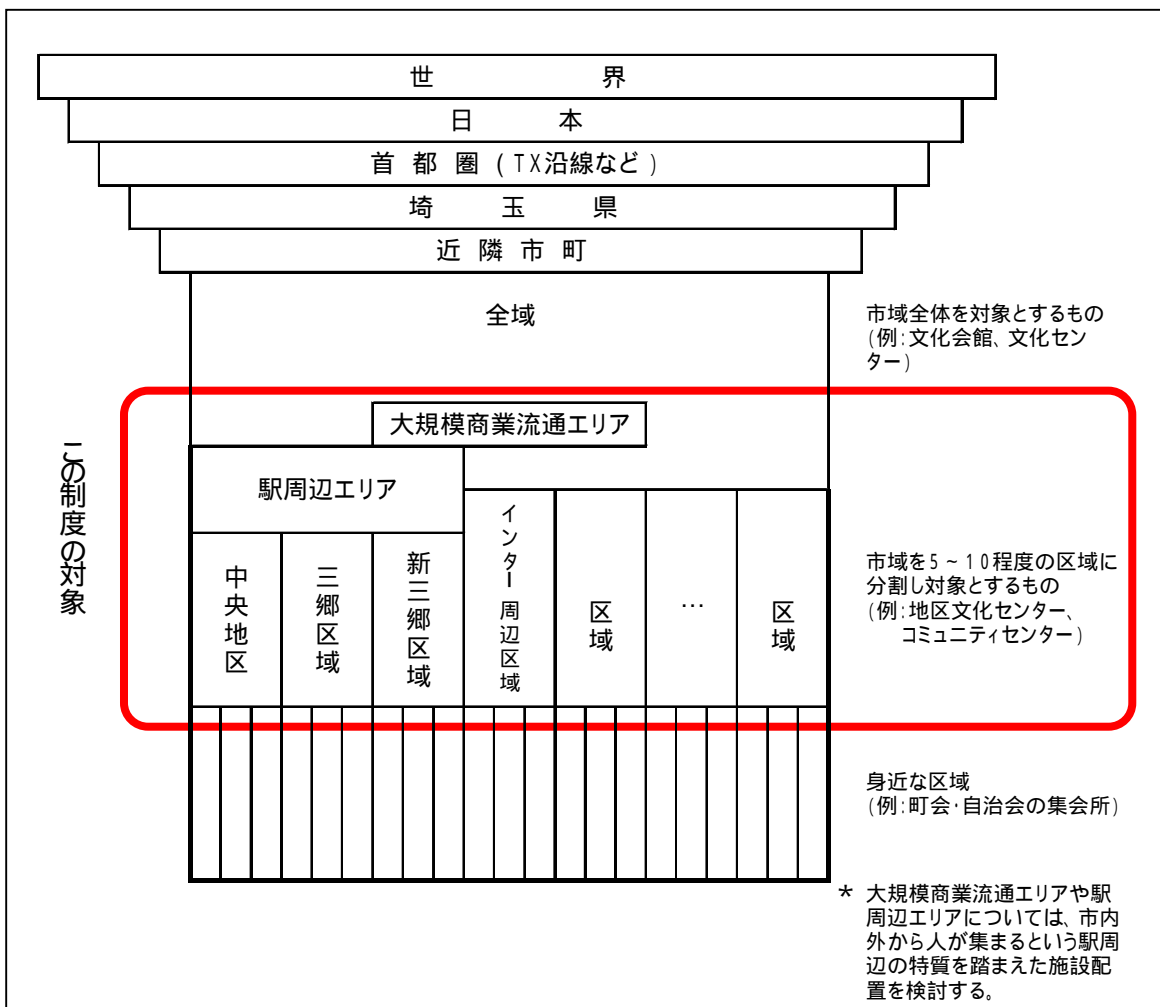
(11) コミュニティ活動拠点の整備

【制度のねらい】

- ・ コミュニティは、地域における市民自治の担い手として重要である。
- ・ 市民の生活に最も身近な単位である町会・自治会などの集会所整備に対する助成と、市域を8～10程度に分けた区域を対象とする地区文化センター、コミュニティセンター等の活用を図る。また、市内の民間施設の利用を促進する。

【制度の内容】

施設配置の基本的な考え方



主な対象者:市民、町会・自治会等、コミュニティ活動団体

主な担当課:企画調整課、市民活動支援課

スケジュール等:継続実施(平成22年度から実施中)

【三郷市自治基本条例の関連事項】

（コミュニティの尊重）

第44条 市民等は、暮らしやすい地域社会を築くために、自主的かつ自立した地域の基盤となる町会、自治会その他の地縁的な団体及び目的を共有する組織又は集団（以下「コミュニティ」という。）を形成することができる。

2 市民等及び執行機関は、地域の共通課題について共に考え、当該課題の解決にあたるためのコミュニティの役割を認識し、コミュニティの活動を守り育てるよう努めるものとする。

（コミュニティの連携）

第45条 各コミュニティは、地域の様々な課題及び互いの活動が深く関連していることを認識し、連携を図るよう努めるものとする。

（コミュニティ活動の支援）

第46条 執行機関は、コミュニティ活動を支援するため、活動の拠点となる施設整備、情報提供、人材育成、コミュニティ相互の連携促進等に必要な政策を推進するものとする。この場合において、執行機関は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

(12) コミュニティ活動への支援

【制度のねらい】

- ・ 地域活動や研修会・講習会等を通じ、コミュニティ活動の推進力となるリーダーの育成を図る。
- ・ コミュニティ活動についての情報共有を図ることで、コミュニティ活動を支援する。
- ・ 町会、自治会等の活動拠点である集会所等の施設整備の促進に向け、補助制度を継続する。

【制度の内容】

地域づくりリーダー養成講座事業の実施

- ・ 地域の中核的担い手となるリーダーの養成を、関係各課と連携しながら進める。

町会長等視察研修会への支援

- ・ 地域コミュニティにおいて、大きな役割を担っている町会・自治会等が、一層地域において大きな役割を担うことができるよう、町会・自治会等の代表者である町会長・自治会長等が参加する町会等視察研修会への支援を行う。

主な対象者:市民、町会・自治会等、コミュニティ活動団体

主な担当課:市民活動支援課

スケジュール等:継続実施

(13) インターンシップ制度の活用

【制度のねらい】

- ・ 若い世代、特に大学（院）生が、市政やまちづくりに興味を持って意欲的に取り組むためのインターンシップ制度を活用し、公共政策に意欲のある学生の活力を市政に呼び込む。

【制度の内容】

学生に就業体験の機会を提供することにより、学生の就業意識の醸成と市政に対する理解を深め、学生の提言を市政に活用する。

学生の受け入れにあたっては、市と大学が協定を締結する。

この制度を活用した学生は、市に対して政策提言を行う。

主な対象者:大学（生）及び大学院（生）

主な担当課:人事課

スケジュール等: 継続実施（平成23年度から）

【三郷市自治基本条例の関連事項】

（市長の責務）

第12条 市長は、市民の信託を受けて市民を代表する公職についてたことを強く認識し、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。

2 市長は、市政の運営にあたっては、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、多様な市民等の意見を十分に把握するものとする。

3 市長は、市職員に対して、この条例の遵守を求めるとともに、市職員が自治の実現のために必要な能力を向上させ、政策形成を行えるよう、適切に環境を整備するものとする。

(14) 政策会議発議資料の充実

【制度のねらい】

- ・ 政策会議発議の趣旨を明確にすることで、決定のための議論のプロセス、決定事項の質の向上を図る。
- ・ 付議事項についての前提条件等を一定の形式で整理し明確化する。
- ・ 政策会議において決定すべき事項、担当部局の持つ情報や政策案（選択肢）、付議事項による長期的・多面的な影響、課題等について明らかにし、適切な結論を導く。

【制度の内容】

発議資料に記載すべき事項(案)

(1) 付議事項に関する前提条件など<説明内容>

<背景>

- ・ 案件の必要となる背景(社会情勢のデータ、将来潮流の見込み、市民等のニーズ、など多面的に)
- ・ 案件の目的(解決すべき問題)
- ・ 類似の問題を扱う他事例
- ・ 代替案とその検討結果

<内容>

- ・ 案件の内容(手順、対象範囲、スケジュール)
- ・ 実施するための組織体制(担当部署、プロジェクト方式、想定される職員数など)
- ・ 予測される効果(市民への影響、庁内への影響×短・中・長期的影響)
- ・ 予測される問題点と解決策

<予算措置>

- ・ 案件の実施に関わる財源
- ・ 将来にわたるコスト概算

<連携>

- ・ 他部局との調整事項(調整状況)

<位置付け>

- ・ 総合計画等における根拠又は位置付け
- ・ 関連する法令及び条例

(2) 政策会議における検討事項<協議・決定>

- ・ 政策会議発議の趣旨の明確化(担当部局によっては決定できない理由など)
- ・ 決定すべき事項の明確化
- ・ 複数選択肢の提示
- ・ メリットデメリットの客観的情報の提示

(3) 決定事項の周知方法

- ・ 行政連絡会議での周知
- ・ その他の周知方法

主な対象者:職員

主な担当課:企画調整課

スケジュール等:継続実施(平成22年度から実施中)

【三郷市自治基本条例の関連事項】

第4章 市長等

（市長の責務）

第12条 市長は、市民の信託を受けて市民を代表する公職についてたことを強く認識し、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。

2 市長は、市政の運営にあたっては、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、多様な市民等の意見を十分に把握するものとする。

3 市長は、市職員に対して、この条例の遵守を求めるとともに、市職員が自治の実現のために必要な能力を向上させ、政策形成を行えるよう、適切に環境を整備するものとする。

（市職員の責務）

第14条 市職員は、市民等の視点に立って、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、まちづくりにおいて市民等が連携を図れるよう努めるものとする。

2 市職員は、常に、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組むものとする。

第5章 市政運営

（市政運営の基本方針）

第15条 執行機関は、市民等の福祉の向上のため、市民等の視点に立ち、合意形成を図りながら公正かつ効率的に市政を運営するものとする。

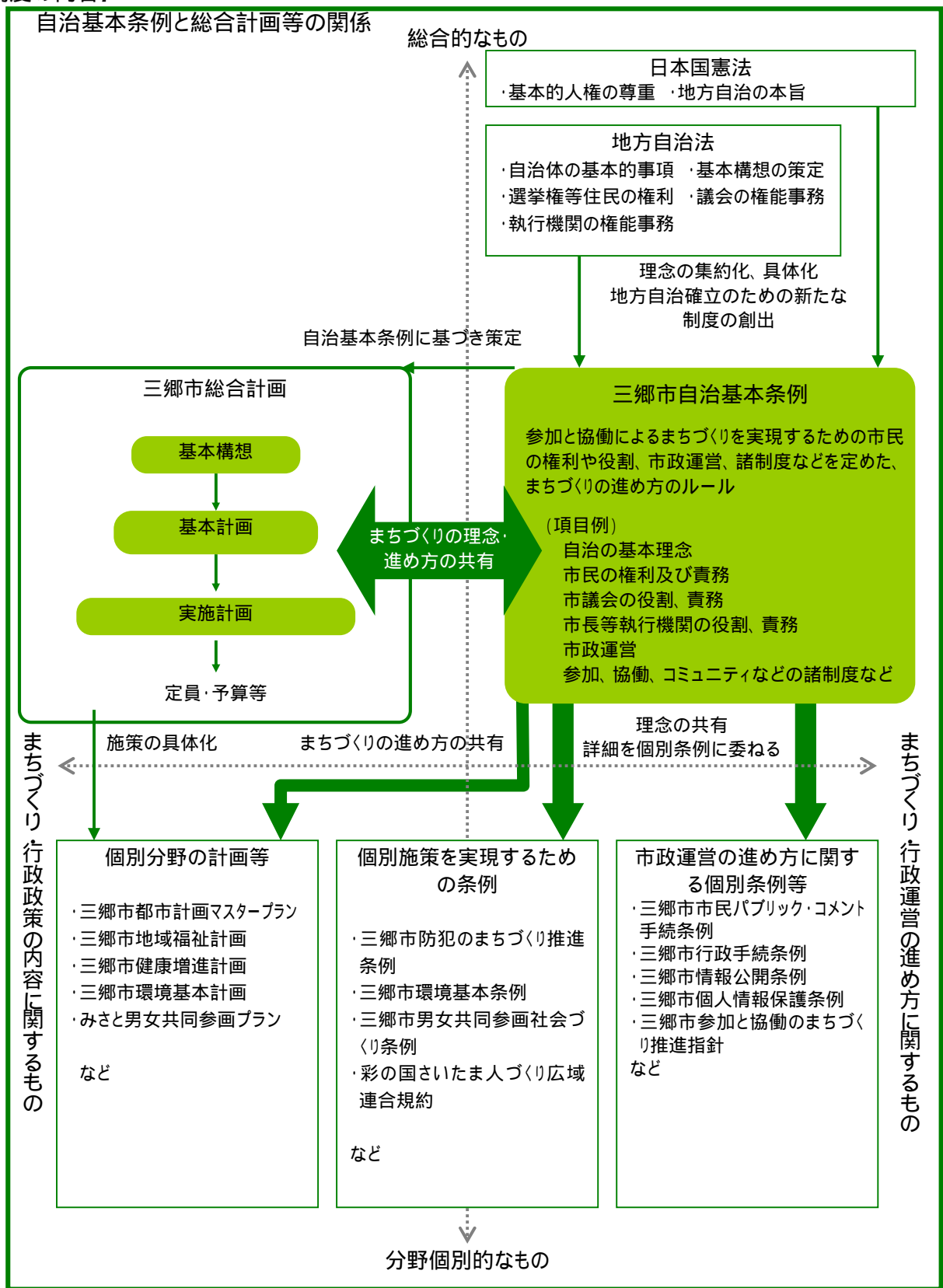
2 執行機関は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

(15) 第4次三郷市総合計画への位置付け

【制度のねらい】

- 総合計画と自治基本条例を適切に連動させた市政運営を行うために、第4次三郷市総合計画に三郷市自治基本条例の内容を位置付ける。

【制度の内容】



主な担当課:企画調整課

スケジュール等:継続実施(平成21年度から継続)

【三郷市自治基本条例の関連事項】

第5章 市政運営

(総合計画)

第16条 市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、行政評価の結果を反映させるものとする。

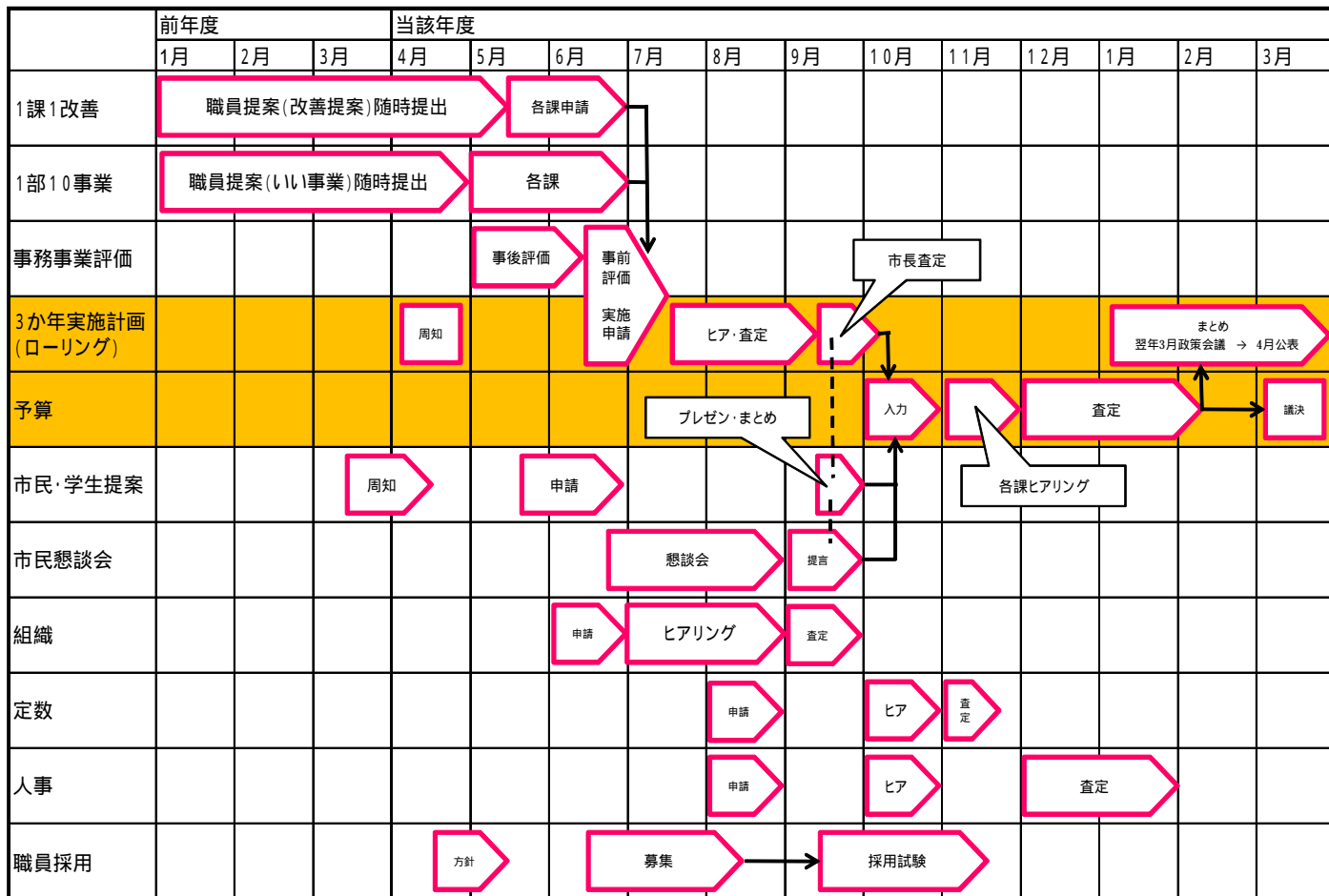
(16) 政策サイクルの形成

【制度のねらい】

- 自治基本条例の考え方に基づき、総合計画、行財政改革、市民参加、組織、定数、人事等の取り組みが連動した政策形成を進める。

【制度の内容】

政策サイクルの考え方



主な担当課: 企画調整課

スケジュール等: 継続実施(平成22年度から実施中)

【三郷市自治基本条例の関連事項】

第5章 市政運営

(市政運営の基本方針)

第15条 執行機関は、市民等の福祉の向上のため、市民等の視点に立ち、合意形成を図りながら公正かつ効率的に市政を運営するものとする。

2 執行機関は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。